

松 高 第 662 号  
平 成 27 年 7 月 27 日

住宅改修施工事業者 各位

松 原 市 健 康 部  
高 齢 介 護 課 長

### 負担割合証交付に伴う介護保険住宅改修の申請について（通知）

平素は、松原市介護保険行政に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。  
標記の件につきまして、介護保険制度改正に伴い、平成27年8月1日から負担割合証が各被保険者に交付され、一定以上の所得がある被保険者において、介護サービスにおける自己負担割合が2割に引き上げられる場合がございます。

つきましては、介護保険住宅改修工事におきましても、領収書記載日が平成27年8月1日を過ぎる場合は負担割合証に応じた自己負担額（1割または2割）が適用されません。

つきましては、下記の通りの対応をお願いいたします。

#### 記

■介護保険住宅改修工事にかかる領収書記載日について、工事完成後、住宅改修自己負担分を領収した日が領収書記載日となります。よって、工事着工前や完成前に自己負担分（全額または一部）を領収したとしても、完成日が平成27年8月1日以降であれば負担割合証の負担割合（1割または2割）が適用されます。

※ 事前申請日が平成27年8月1日以前であったとしても、領収書記載日が平成27年8月1日以降となった場合は、いかなる理由があっても、負担割合証の負担割合（1割または2割）が適用されます。

松原市健康部高齢介護課  
認定係 担当：仲埜  
TEL072-334-1550(内 2258)